

広島県告示第五百十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十八年八月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名 称	所 在 地
西日本旅客鉄道株式会社 広島鉄道病院	広島市東区二葉の里三丁目一番三六号

二 救急医療機関として認定された医療機関

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人J.R.広島病院	広島市東区二葉の里三丁目一番三六号	平成三二年八月二四日	